

熊本地方裁判所委員会（第37回）議事概要

日 時 平成30年5月23日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 大規模地震への備えについて～熊本地震から2年を振り返って～

出席者

（委員） 稲本信広，江口昌英，小野寺優子，金澤裕子，川嶋隆憲，白石純一郎，添田恭正，瀧華聡之，桑田誠，宮川いつ子，武藤美菜，山口和也（五十音順，敬称略）

（説明者） 蟻川民事次席書記官，後藤刑事次席書記官，遠山総務課課長補佐，友井会計課課長補佐

（事務担当者） 中島事務局長，下道事務局次長，岩下総務課長，田畑会計課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 新任委員紹介

第4 議事

1 熊本地震の際の事務局における対応及び熊本地裁における業務継続計画（BCP）の概要について総務課課長補佐から説明し，引き続き，熊本地震の際の事件部における対応及び熊本地震の影響による事件の動向等について民事部及び刑事部の次席書記官から説明した。

2 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長，○＝委員，■＝説明者】

● 裁判所の説明を受けて，何か御質問等がありますでしょうか。

○ 熊本地裁で定めているBCPについて，これは熊本地震の前から

あったものなののでしょうか。それとも、熊本地震を受けて定められたものなののでしょうか。また、このBCPは固定的なものなのか、それとも今後改定を予定されているものなののでしょうか。更に、BCPは本庁だけのものなののでしょうか。管内にも周知等がされているものなののでしょうか。教えていただけますでしょうか。

■ まず、熊本地裁のBCPについては、熊本地震前から定められていたものであり、熊本地震を受けて、内容を一部改定しております。今後も、社会情勢の変化や他の大規模地震の際の対応等の結果等を踏まえ、必要に応じて、改定されるべきものとなります。また、BCPは、管内を含めた熊本地裁全体として適用されるものとなりますので、管内にも周知されております。

○ 熊本地方裁判所の建物は何年築でしょうか。耐震性はどうですか。

■ 建物は昭和53年に建てられ、平成23年に耐震工事を実施していきまして、震度6強から震度7程度の地震に対する耐震安全性の水準を満たしている建物です。

● 裁判所から御説明しました内容につきまして、御質問や御意見等はございますでしょうか。災害時の状況によって、対応内容も異なるため、その時々状況に応じて考えていくこととなりますが、みなさまの御意見等を今後の参考にさせていただければと思います。

○ 先ほどの御説明の中で、4月22日までは期日を取り消して、4月25日以降は事件の状況に応じて期日を再開したということですが、具体的にはどのような事件を再開し、どのような事件を延期したのでしょうか。

■ 個別事件のデータは持ち合わせていませんが、当事者の被災状況に応じて進行できるものから進行しました。

● 申し訳ありませんが、統計データはなく、個々の事件の担当者の

判断ということになります。

- 刑事部も民事部と同様に当事者の方の被災状況に応じて対応しました。刑事部では、身柄の拘束期間がありますので、できるだけ早く裁判を開くこととの均衡を図りながら進めていきました。また、翌週1週間の期日の取消しについては、当事者の方だけでなく、弁護士会に連絡をすることで会員に周知してもらい、柔軟に対応しました。
- 身柄拘束の期限は、具体的にはどれくらいですか。有事の際に、これらの期限の変更はありますか。
- 身柄拘束期間は法律で決まっていますが、期間の継続については、その都度、判断がなされるため、状況に応じて期限が延長されることとなります。
- 起訴後の勾留期間は2か月と法律で定められておりましたが、その後は1か月ごとに更新されます。地震などの自然災害が更新の理由として定められているわけではないため、その都度の判断となります。慎重に検討しながら、できるだけ早く期日を入れるよう努めることになると思います。
- 今回の熊本地震では、地震が夜中や週末に起きたため、その後の業務継続が問題なく対応できた面もあったと思いますが、例えば、平日の昼間など、業務中に地震が起こった場合は、どのように対応するのでしょうか。
また、先ほどの御説明の中で、訓練を行っているということですが、どのような内容の訓練でしょうか。
- 勤務時間中に大規模地震が発生した場合についてですが、実際に裁判所に来庁されている方々の安全確保が第一になりますので、まずは安全な場所に避難していただくことになると思います。

基本的な初動対応として考えなければならない事項は、今回の熊本地震と大きく変わることはなく、収集すべき情報も基本的には同じとなりますが、大きく異なる点としては、やはり、裁判所に来庁している方々の安全確保をどのようにして図っていくかが大事になると思います。

訓練については、職員の安否確認訓練と対策本部の初動対応訓練を実施しました。安否確認訓練では、熊本地裁で定めている安否確認方法の確認と安否情報の投稿作業を行いました。また、対策本部員を対象として、初期対応時における確認事項や誰がどう動くのかなどの役割分担について認識を共有しました。

- 地震を想定した訓練のほかに、火災を想定した訓練も行っています。
- 裁判所と地域との関係で、裁判所と地域の信頼関係、ネットワーク構築について、裁判所が行っていることや地域がどのような面で協力したらいいのか、あれば教えてください。
- 裁判所に避難して来られた方は、裁判所周辺の住民の方が中心でありまして、先ほど御説明しましたとおり、裁判所では避難者を柔軟に受け入れて対応しております。地域の方々からは、感謝状やお手紙等もいただき、裁判所と地域の信頼関係等の構築につながったのではないかと考えております。
- 裁判所は、避難所としての指定は受けていないので、食料の備蓄はないのでしょうか。
- 食料の備蓄については、業務継続のための職員用の備蓄はありますが、避難者用に備蓄していたわけではありません。ですが、裁判所に避難して来られた方々には支給しました。

前震の段階では、市の避難所にも裁判所から物資の一部を渡した

ため、裁判所備蓄分が減ったのですが、その後、他の裁判所からも物資が送られてきたため、避難者にも物資を配ることができました。

■ 裁判所は、避難所の指定を受けておりませんので、市の防災センターと連携しながら避難者に対応しました。裁判所にできる範囲で誠実に対応したことで、一定の役割を果たすことができたのではないかと思います。

○ 先ほどの御説明や配布資料の写真等を見せていただき、2年前のことですが、当時の大変な状況が思い出され、裁判所のみなさんの奮闘ぶりが目に浮かびます。また、裁判所ではたくさんの避難者の受け入れをされていたということで、本来の業務以外のところでも役割を果たされており、心から敬意を表したいと思います。

今後に対してということですが、あのような地震は二度と起こってほしくないところではありますが、マニュアル等の備えは、飽くまでも備えであって、最終的には現場対応ということになるのかと思います。

先ほどの説明でありました緊急処理案件以外の期日の取消し及び変更について、緊急処理案件とは具体的にどのようなものがあるのですか。また、実際に緊急処理案件はあったのですか。

■ お配りしております資料の3ページ目に熊本地裁における非常時優先業務等の一覧表を掲載しておりますが、その表の黄色で色塗りしている部分が非常時にも優先して継続すべき業務となります。例えば、刑事部では、控訴、抗告等の各種申立書の受理と記載しております、これは、申立ての期間が法律で決まっており、原則として当該期間内に裁判所に申立書が到着する必要がありますし、法律上緊急の処理を求められる申立て等もありますので、非常時の優先業務としております。また、身柄に関する裁判につ

いても、制限時間が定められていたり、裁判を受ける方の自由を制限することなどから優先業務としております。

民事部でも、DV、人身保護に関する事務を挙げていますが、特に、DV事件は家庭内暴力に関する申立てで、事案によっては、申立人の身の安全を図るため、緊急に処理する必要がありますので、非常時優先業務としております。

■ 非常時には、職員が登庁できない場合もありますので、限られた人員の中で、どれを優先して処理するかの判断基準として、BCPが定められています。もちろん、余裕があれば、非常時優先業務以外の業務も行うことになります。

● 裁判は、裁判官と書記官がいなければできないため、裁判官と書記官の確保が大事になってきます。その上で、最小限の人員でもやらないといけない業務が先ほどの一覧のとおりになります。

○ 弁護士の立場からしましても、期日の関係につきましては、個々の依頼者と調整する余裕もなかったもので、裁判所の方で柔軟に対応していただけて良かったと思います。熊本地震前の12月頃に行われた地裁委員会において、災害備蓄品についての議論が行われていたようですが、そのことが今回の熊本地震に活かされていたのか伺いたいです。

■ 実は、熊本地震が発生する直前に行われました第33回地裁委員会におきまして、「裁判所における災害対策」をテーマに意見交換をしていただいているところでもあります。具体的には、平成27年11月11日に実施しておりまして、災害備蓄品として女性用品が備え付けられていないことやBCPを书面化して管内へ周知する必要性等について、委員のみなさまから御意見をいただいております。

これを契機として、具体的にBCP等のどの部分に変更されたかを明らかにすることは困難ですが、地裁委員会は、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために設置されるものとなりますので、先ほど申し上げた委員会で委員のみなさまからいただきました御意見は、裁判所の備蓄品の選定やBCPの管内周知に活かされているものと承知しております。実際に、熊本地震の際に、備蓄品として女性職員等から不足しているなどといった声は聞こえませんでしたし、BCPも管内に周知されていたことから、管内も含めた熊本地裁全体で統一的な対応ができたものと考えております。

- もしよろしければ、それぞれの所属での経験など、参考になるものがあれば御意見をいただけないでしょうか。
- 金融機関では、災害時の訓練をかなりやっております。平日に被災した場合と休日に被災した場合の両方を行っており、今回の熊本地震では、ある程度、効果があったのではないかと考えています。ただ、課題もありまして、3000人の職員の安否確認に時間がかかったり、支店への応援に職員を派遣する場合に、どういう業務にどれくらい的人员が必要なのか、本部でのタイムリーな判断が難しいという課題があります。

先ほどの御説明で他庁からの支援という話がありましたが、どういった支援を受けられたのか、また、支部へのサポートはどのように行ったのか教えていただきたいです。

- 他庁から応援派遣された職員には主に避難者の対応等をしてもらっております。そうすることで、職員が裁判業務継続のために必要な業務に注力することができたと思います。また、以前、熊本で働いたことがあったり、熊本にゆかりのある職員を派遣して

もらうことで、受入側との連携もうまくいきました。

管内へのサポートについては、高裁とも連携しながら、施設面の安全確認を行いました。御船簡裁では、庁舎が被災して一時的に閉鎖せざるを得ませんでしたので、庁舎の安全が確認できるまでは、御船簡裁職員には、本庁に出勤してもらい、御船簡裁における業務を継続しました。

- 大学の方では、どのような状況だったか教えていただけますか。
- 私は、震災の際は、主に学生対応にあたっておりました。学生の安否確認には、それほど大きな支障はありませんでしたが、ゴールデンウィーク明けに授業が再開してから、体調不良により大学を休みがちとなるケースが見られました。特に、就職活動や資格試験を控えた学生は、震災前から強いプレッシャーを抱えておりましたので、震災後の不安やストレスはとりわけ大きかったように感じられました。

裁判の当事者についても、大きな悩みを抱えている、大きなプレッシャーを抱えているという中で被災していることを考えると、震災前と比べて少なからず心理面に動揺があるのではないかという気がします。当事者の実情にも配慮しつつ裁判を進められるかどうかを判断する必要があるのではないかと思います。

- 先ほどの学生の体調不良というのは、やはりメンタルからくるものでしょうか。
- メンタル面からくるものもあると思います。
- カウンセラーに来ていただいたりとかされたのでしょうか。
- 学内にカウンセラーの方が常駐されています。
- ありがとうございます。司法書士のお立場からどのように対応されましたでしょうか。

- 司法書士会としては、会員及び職員の安全確認を行い、その後、会員が被後見人や被保佐人等に連絡をして状況の確認を行いました。災害時の連絡体制の重要性を再確認しましたので、即時安否確認ツールとして、業者に依頼をして、会員だけでなく、その家族の安否確認も行えるようにしました。こういったツールを利用することで時間を作ることができ、つい最近ではありますが、スマートフォンを利用した出社確認ツールの準備を進めているところです。
- ありがとうございます。身柄の関係で、検察庁では何か問題がありましたでしょうか。
- 熊本地検でまとめたデータを見ると、甚大な支障が出ることはなく、業務への影響は最小限にとどまりました。裁判所でもありましたように、検察庁でも非常時優先業務を定めて、優先して行うことで、滞りなく業務が進んだと思います。検察庁における非常時優先業務は、裁判所と同じように、緊急性から身柄に関するものとなります。今回は、夜間に起こったものですが、日中に地震が起こった場合の対応については、身柄の避難など、これから要検討ということになると思います。
- ありがとうございます。地震の際は、熊本にいらっしゃらなかったと思いますが、民事部の方では何かありますか。
- どこの庁でもこういった地震の訓練は行われていまして、通常業務中の震災の場合に、来庁者の安全をどう確保するかというのは、どこの庁でも問題になっています。例えば、法廷で電気が消えてしまった場合にはどれくらい見えるのか、安全な避難経路はどこかということなどが問題に挙がります。法廷は、身の安全を確保することが難しい構造になっており、傍聴席には椅子しかないため、「頭を低くして身の安全を守ってください。」などくらいしか声を

かけることができません。一応、熊本では、法廷に懐中電灯やヘルメットを備え置いています。その場の状況に応じて臨機応変に対応していくしかないと思います。

- ありがとうございます。他に何か御紹介いただける事例などがありますでしょうか。
- 静岡では、地震に関しての訓練が小学生のころから行われており、熊本での地震訓練は少ないように思われます。
- ありがとうございます。それでは、他にはございますでしょうか。
- 業務継続計画では、震度6弱以上の災害を想定されているということですが、これが震度5前後だった場合などについては、どうなるのかという疑問があります。裁判所は高台に立地しており、揺れを感じやすいので、「ただ今の地震は、震度〇で安全性に問題はありません。」などアナウンスすることも検討していただけたらと思います。
- 検討させていただきたいと思います。
- 新聞社では、年1回、携帯を使えない場合を想定して、衛星を通じて記事を送る訓練をしたり、自家発電の準備をしたりしています。震度5強以上の揺れのときは、SNSで安否確認をすることになっています。熊本地震の際は、自家発電はあったのでしょうか。
- 自家発電がありまして、起動後七、八時間は使用することができます。
- 日中に大規模地震等が発災した場合に備えて、被告人の身柄を押送する拘置所等と連携して避難訓練を実施することが必要ではないでしょうか。
- 法廷には窓がない場所がほとんどなので、電気が消えてしまうとほとんど見えないという状況になってしまいます。傍聴人が多数い

るときの大規模地震を想定した訓練まではできていません。ご指摘をふまえて今後検討させていただきます。

- 本日は、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の御意見を参考に裁判所における地震対策を検討していきたいと思います。

第5 次回開催日

平成30年11月21日（水）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回テーマ

「労働審判制度について」